

# 企画競争説明書

業務名称：モンゴル国建設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト

案件番号：180563

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者が行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：モンゴル国建設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年3月下旬～2021年5月中旬

### 4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 竹澤 朱美 Takezawa.Akemi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2018年12月26日（水）12時

（２）提出先・場所：上記4. 窓口

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年1月7日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年1月18日（金）12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注1）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記4. 窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3）同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5）虚偽の内容が記載されているとき

6）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

1）「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2）以下の費目については、別見積りとしてください。

a）旅費（航空賃）

b）旅費（その他：戦争特約保険料）

c）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) MNT 1 = 0.043770 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／建設分野における労働安全

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.50 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月31日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。



### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：建築分野における労働安全に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下として下さい。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／建設分野の労働安全）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

- a) 類似業務の経験：労働安全衛生
- b) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 業務主任者等としての経験
- e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。） モンゴル語ができれば望ましい。
- f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

(○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年 1月24日(木) 10:00～12:00  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麴町） 208会議室

## 3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

## a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

## b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いたプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上



プロポーザル評価表  
モンゴル国建設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(50.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／建設分野の労働安全	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	15.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	
ウ) 語学力	8.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	(10.00)	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	10.00	
シ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	





### 【第3 業務の目的・内容に関する事項】

#### 1. プロジェクトの背景

モンゴルでは、近年の経済成長に伴い多くの建設事業が実施される中、ウランバートル市を中心に建設労働災害が多く発生している。そのような状況を受けて、建設・都市開発省（MCUD）は2015年に年間アクションプランで建設労働災害件数の減少を目標に掲げ、省内に建設品質・安全政策局を設立、その後同局を2016年に建設材料・工業政策実施調整局に統合し、建設労働災害の状況を改善する体制整備を開始した。しかし、当時のモンゴル国内の建設安全にかかる関連法規は複数の規制や基準があり、体系的に整えられていない上、内容的にも不十分で、実際には機能しない等の状況にあるとともに雇用者、労働者の建設安全に関する意識の低さ、認識不足も顕著であった。

かかる状況の下、モンゴル政府は、2015年に我が国政府に対して、より効率的で安全な建設事業実施に向けて、建設安全にかかる法的枠組みの整理及び実務能力強化等を通じて適切な建設安全環境を整備するため、「建設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）」を要請、2016年6月に討議議事録（以下、「R/D」という）を締結し、活動を開始した。

当初計画に従い、本プロジェクトは2017年5月から2019年6月の前半2年間で直営により実施しているが、一部重複期間を設けながら、2019年6月から2021年5月の後半2年間で業務実施契約にて実施することとしている。

#### 2. プロジェクトの概要

※以下内容については、今後、変更の可能性あり。

##### (1) 上位目標

建設企業の労働安全管理担当者等の安全意識、安全管理技術が向上する。

##### 【指標】

1. 研修に参加した企業の労働安全管理担当者等の x%以上が現場の安全意識、安全技術が向上したと回答する
2. 研修に参加した企業の労働安全管理担当者等の x%以上が現場にて安全施工サイクルの要素を1つ以上実施していると回答する

##### (2) プロジェクト目標

関連機関（MCUD、CDC、GASI）の建設分野における労働安全にかかる政策・研修・現場指導・監督能力が向上する。

※CDC：MCUD傘下の国営企業建設開発センター、GASI：専門監察庁

##### 【指標】

1. 研修に参加した企業の労働安全管理担当者等の x%以上が CDC による研修・現場指導が安全管理業務に有用であると評価する
2. 労働管理監督官の x%が監督・現場指導能力が向上したと評価する

##### (3) 期待される成果

成果1：建設労働災害統計、災害事例の分析を踏まえた建設労働災害防止にかかる方策が策定される。

成果 2 : 行政官および建設企業の労働安全管理担当者等への現場管理・監督のための研修体制・ガイドライン・事例集が整備される。

成果 3 : パイロットサイトにおいて実地研修が実施され、研修内容及びガイドラインの効果が確認される。

【指標】

1-1 建設労働災害統計の分析項目数が x 以上となる

1-2 x 工程以上を対象とした具体的方策が策定される

2-1 x 人以上の労働安全管理担当者等が研修を受講する

2-2 x 人以上の労働管理監督官が受講した研修は監督業務に有用であったと回答する

3-1 特定されたりスクに応じた労働安全管理計画が策定される

3-2 安全施工サイクルにパイロットサイトの全ての職種が参加する

(4) 活動の概要

【成果 1 (建設労働災害統計、災害事例の分析を踏まえた建設労働災害防止にかかる方策が策定される) に係る活動】

1-1 労働安全関連法制度、組織体制の現状を分析する

1-2 日本を含む諸外国の労働安全関連法制度・組織体制にかかる情報収集を行う

1-3 建設労働災害統計の集計・分類方法を改善し、それに基づく分析を行う

1-4 建設分野の労働災害調査手法を改善する

1-5 建設労働災害統計、災害事例分析結果を報告書 (建設労働災害事例集を含む) に取りまとめる

1-6 上記の結果から、各機関の役割の明確化を含めた、建設労働災害防止にかかる方策を策定する

【成果 2 (行政官および建設企業の労働安全管理担当者等への現場管理・監督のための研修体制・ガイドライン・事例集が整備される) に係る活動】

2-1 成果 1 の分析結果をもとに、建設分野における全般的な労働安全管理 (安全施工サイクル) ガイドラインを策定する

2-2 成果 1 の分析結果をもとに、災害発生原因として優先度の高い分野での安全技術ガイドライン (高所作業を想定) を策定する

2-3 建設現場の労働安全好事例及びリスク事例を収集・分析し、事例集を策定する

2-4 策定されたガイドライン、事例集 (建設労働災害事例集、労働安全好事例及びリスク事例集) に沿って CDC 講師及び GASI (ウランバートル市・各県労働管理監督官を含む) への研修を実施する

2-5 CDC 講師により、労働安全管理担当者等への研修を実施する

2-6 研修 (パイロットサイトでの現場指導を含む) を評価し、その結果をガイドライン、研修内容に反映する

【成果 3 (パイロットサイトにおいて実地研修が実施され、研修内容及びガイドラインの効果が確認される) に係る活動】

- 3-1 パイロットサイトを選定し、労働安全管理計画（企業の労働安全管理計画を含む）の策定を支援する
- 3-2 策定されたガイドラインに基づいて、パイロットサイトにて現場研修を行う
- 3-3 パイロットサイトにて監督業務、指導業務を行う
- 3-4 他の建設現場への普及のため、パイロットサイトの取り組みを関係者に共有する

(5) 対象地域

プロジェクトサイト：モンゴル全土

パイロットサイト：ウランバートル市のパイロット建設工事現場（プロジェクト実施期間中に選定）

(6) 相手国関係者

主な相手国関係者は以下のとおり。

建設・都市開発省（MCUD） 建設品質・安全管理政策局	実施機関（カウンターパート（C/P））
専門監察庁（GASI） 労働・社会福祉監察局	実施機関（カウンターパート（C/P））
建設開発センター（CDC）	実施機関（カウンターパート（C/P））
労働省（現労働・社会保障省（MLSP））	関連機関
モンゴル建築協会（MBA）	関連機関
モンゴル建設業協会（MNCA）	関連機関

なお、労働・社会保障省（MLSP）労働安全衛生局及び労働安全健康センター（OSHC）を実施機関（カウンターパート（C/P））として追加する予定。

(7) 本業務に関連する我が国の主な援助活動

JICA の過去の支援として、草の根技術協力「寒冷地における建設工事の安全施工管理技術の向上プロジェクト」（2013 年から 2015 年）にて、モンゴル建設業協会（MNCA）（会員企業約 120 社）のエンジニア、労働者を主な対象に、安全施工管理講習会や現場パトロール等、実務レベルでの技術移転を実施した。また、本事業の C/P の一つである CDC への労働安全を含む建設施工管理分野のシニア海外ボランティアの派遣実績がある。

(8) プロジェクト期間

2017 年 5 月～2021 年 4 月（計 48 ヶ月）

3. 業務の目的

本プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本事業は、2016 年 6 月 27 日に JICA が MCUD、GASI、モンゴル大蔵省と締結した R/D（2017 年 2 月 28 日改訂）に基づき実施される技術協力プロジェク

トの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、実施機関（カウンターパート。以下、「C/P」という）のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

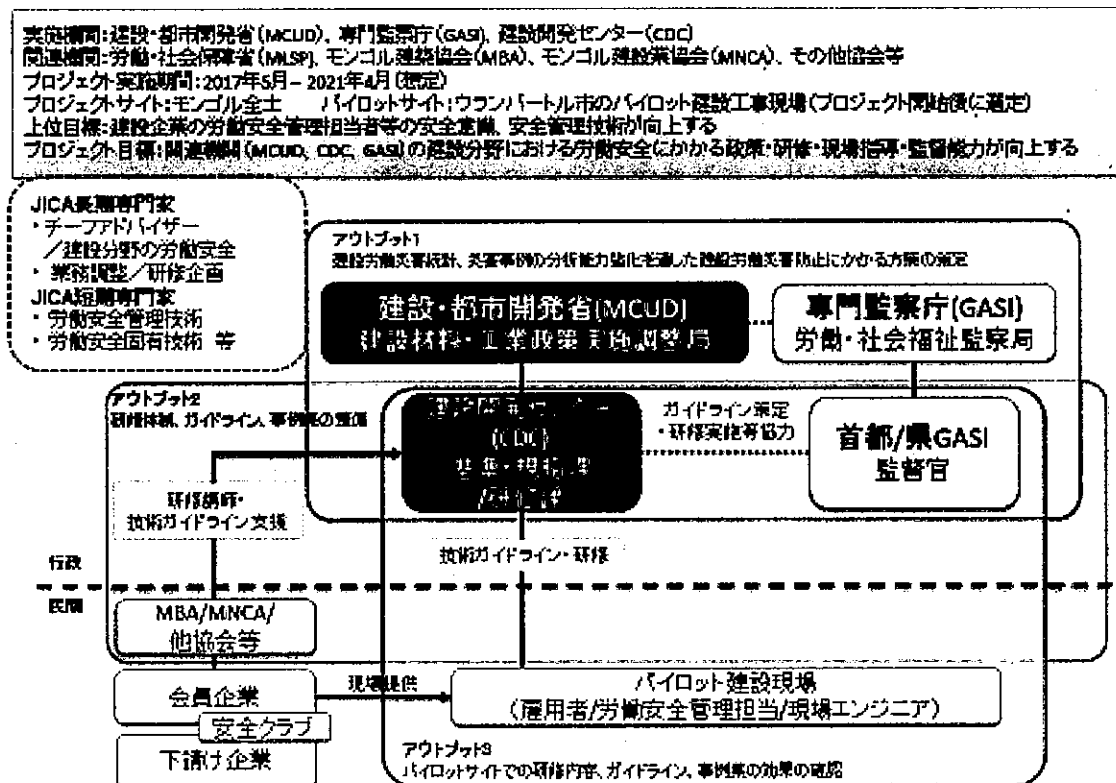
JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

### (2) プロジェクト実施体制（合同調整委員会）

プロジェクト実施体制は図 1 のとおりであり、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee。以下、「JCC」という）は、以下の構成委員にて先方と合意されている。

図 1：プロジェクト実施体制図

### プロジェクト体制図



※ MLSP 及び OSHC を C/P として追加する予定。

JCC 構成委員：

- ・プロジェクト・ディレクター（MCUD 次官）
  - ・プロジェクト・マネージャー（MCUD 建設材料・工業政策実施調整局長、GASI 労働・社会保障局長、CDC 副センター長）
  - ・JICA モンゴル事務所
  - ・本プロジェクト専門家
- ※MLSP 及び OSHC を C/P として追加する予定。

(3) プロジェクト実施体制（モンゴル側）

本プロジェクトの要請元である MCUD の次官がプロジェクト・ディレクターとしてプロジェクトの実施全般に責任を負い、MCUD 建設材料・工業政策実施調整局長、GASI 労働・社会保障局長、CDC 副センター長が、プロジェクト・マネージャーとしてプロジェクト運営に関する実務に責任を負う。

(4) プロジェクト実施体制（日本側）

本プロジェクトについては、2018 年 12 月現在、直営の長期専門家 2 名（チーフアドバイザー／建設分野の労働安全、業務調整／研修企画）2017 年 6 月 15 日から 2019 年 6 月 14 日までの期間で派遣中である。チーフアドバイザー／建設分野の労働安全の専門家は、プロジェクト業務主任者としての活動全体の運営管理や、労働安全衛生の促進に係る日本の行政経験に基づき、関連組織や制度の執行の実態紹介などを通じた助言を行っている。業務調整／研修企画の専門家は、チーフアドバイザーの業務補佐等を行っている。今後、チーフアドバイザー／建設分野の労働安全の専門家は、成果 1 及び成果 2 の各活動の対応を進める（例：成果 1 の活動 1-6 に関連し、建設分野準プログラム（案）の最終化、建設現場調査及び建設労働安全に関連する研修の実施、成果 2 の活動 2-1 に関連し、安全施工サイクルの実施状況の確認等）。業務調整／研修企画の専門家は、成果 2 の活動 2-4 及び 2-5 に関連し、CDC 講師等による労働安全管理担当者等への研修実施に向けた基礎情報として、CDC 及びその他、建設分野の労働安全衛生に関わる研修実施機関の組織体制・人員・研修プログラム等の内容について、情報収集・整理等を行う予定。業務の進捗等は、【第 3 業務実施上の条件】4. 配布資料等を参照のこと。

また、本プロジェクトのアシスタントとして、日本語の読み書き・通訳が可能なモンゴル人スタッフ 2 名を JICA モンゴル事務所が雇用し、プロジェクトオフィスに常駐している。なお、契約期間は 2019 年 5 月 31 日までである。

上記直営専門家 2 名の派遣期間終了後の体制として、以下のコンサルタント専門家の派遣を計画する。

<コンサルタント専門家>

- ・業務主任者／建設分野の労働安全（3 号）
- ・研修計画（4 号）

コンサルタント専門家は、海外での技術協力事業経験を活かし、上記直営専門家の知見や C/P の本邦研修での学びを現地へ普及・定着させ、プロジェクト目標の達成に導くべく、プロジェクト全体の計画立案・実施を担当する。直営専門家の派遣期間中（2019 年 6 月 14 日まで）の業務実施にあたっての留意事項は以下のとおりとするが、本方針にて問題が生じた場合には JICA に相

談することとする。

- 1) コンサルタント専門家と直営専門家は、双方とも JICA との契約に基づいて派遣されるものであり、両者の間には直接の指揮命令の関係はない。両者が協力して業務にあたることとし、問題が生じた場合には JICA が調整を行う。
- 2) コンサルタント専門家は、主に 6. 業務の内容に示した成果 1 及び成果 2 にて直営専門家が完了しなかった活動について補完する業務及び成果 3 の活動全般に関する業務にあたることとし、同活動にかかる C/P との協議、報告書・技術協力作成資料等の取りまとめを主体的に行う。その際、直営専門家と双方の業務進捗状況等について随時情報共有・連携を行うものとする。コンサルタント専門家に期待する業務の達成レベルは、プロジェクト目標に向かって、関係機関が円滑に協働できる体制が整い、建設分野における労働安全にかかる政策・研修・現場指導・監督能力の向上に貢献可能なレベル、とする。
- 3) 直営専門家は、それぞれの担当業務に関するプロジェクト活動の企画・実施、C/P やコンサルタント専門家及び作成された文書等への助言・インプット(各文書等の最終化にあたっての最終的な判断はコンサルタント専門家が担う)の役割を担う他、セミナーやワークショップ等では講師を務める。従って、コンサルタント専門家が各種企画や文書等を作成する際には、直営専門家と十分に意見交換を行う。
- 4) 現地活動期間は、2019 年 3 月からを想定する。業務の引継ぎに関しては、直営専門家の派遣期間中(2019 年 6 月 14 日まで)に行うものとする。

(5) 定期会合

本プロジェクトは、プロジェクト実施体制で示した通り性質の異なる 3 つの C/P に加え、その他関連省庁など多くのステークホルダーが関係している。円滑な事業実施のため、受注者は C/P と協力して合同調整会議(Joint Coordination Committee: JCC)を含む定期的な会合を積極的に開催し、関係者間の認識共有、オーナーシップ醸成に努めること。

JCC はプロジェクトの円滑な実施を目指し、以下の目的に沿って少なくとも年 2 回開催すること。

- 1) R/D の範囲内でのプロジェクト年間計画の作成、承認
- 2) プロジェクトの進捗管理、報告
- 3) プロジェクトの円滑な実施のために、同プロジェクトが抱える課題の検討

JCC の実施に際しては、PDM の指標、PO の進捗等を確認し、目的・成果達成度の検証、戦略・計画の見直し、リスク管理及びインパクト発現等の視点も踏まえること。モニタリングの結果は、JICA 様式のモニタリング・シートにまとめ、JICA に提出すること。

また、JCC に加え、ガイドライン等の策定等を促進すべく、①定期的な合同会議の実施、②分野毎のワーキンググループの設置を行うこと。

(6) プロジェクトで使用する資機材の調達

本プロジェクトで使用する資機材については、C/P 機関と協議の上、必要性を入念に精査する。その上で適切と認められる場合に、資機材の調達を実施す

ることとする。

調達を実施する場合、契約変更により機材調達関連業務を追加の上、受注者は、資機材を、日本、モンゴル、または第三国で調達する。

(7) 本邦研修

日本の建設労働安全に関する高い技術や先進的な理念に対する理解を深めてもらいモンゴル国の労働安全衛生に寄与することを目的に、C/P 機関の職員等を対象とする本邦研修を行う。訪問先等の選定に関し、厚生労働省及び関係機関との調整を行う。なお、実施時期、対象者、研修目的・内容については、C/P 機関のニーズを確認・協議の上、決定する。なお、以下の研修内容等の案については、C/P 機関のニーズに応じて再検討可能である。

<研修内容等の案>

想定時期・期間	対象者	人数	目的
2019年10月 10日間程度	建設労働安全衛生行政機関、教育機関において労働安全衛生施策の立案、実施、研修・研究を推進しており、基幹的な役割を担っている者	9～10名程度	【政策立案・実施コース】 日本における <u>建設労働安全対策や人材育成等の研修を受け</u> 、モンゴルの施策としてどのような対策・対応を実施しなければならないか、具体的な課題を把握し、施策・研修等の立案ができるようになる。
2020年2月 10日間程度	同上	9～10名程度	【自主的安全促進コース】 日本における <u>主に現場の自主的な建設労働安全衛生活動や人材育成等の研修を受け</u> 、モンゴルの施策としてどのような対策・対応を推進しなければならないか、具体的な課題を把握し、施策・研修等の立案ができるようになる。
2020年10月 10日間程度	建設労働安全衛生行政機関、教育機関において労働安全衛生施策の立案、実施、研修・研究を推進しており、基幹的な役割を担っている者	9～10名程度	上記政策立案・実施コース及び自主的安全促進コースのうち、追加的に対応が必要な分野について実施する。

受注者はC/Pと調整し、本邦研修実施に必要な情報（研修内容、時期、期間、参加者等）を確認し、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」に基づき、研修を実施すること。本邦研修にかかる経費は本見積もりに含めること。

(8) 労働安全衛生国家プログラム及び準プログラムの位置づけ

モンゴルの労働安全衛生法では、労働安全衛生に関する国家プログラムの策定及び実施の規定が定められており、同法の所管官庁である MOL が対応の責任を有する。

また、同国家プログラムでは、関連する各分野において準プログラムを作成することとしており、建設分野準プログラムは MCUD が策定することとされている。

MCUD による建設分野準プログラムの策定及び実施は、本プロジェクトの成果 1 の達成に関わる重要な事項であるため、プロジェクトから MCUD に対する助言が求められる。

1) 労働安全衛生第 5 次国家プログラム (2017 年～2020 年)

労働安全衛生の基準、法的環境の整備を改善し、労働者の命、健康で安全な職場環境の確保、労働災害、業務上疾患の診断、治療、療養、障害リハビリ等を行うことで住民の健康で安全な環境で働く権利を確保し、労働災害、業務上疾患の件数を削減することをこのプログラムの目的とするもの。

2) 第 5 次国家プログラムにおける建設分野準プログラム

1) の準プログラムとして、MCUD が策定中。2018 年 12 月現在、MCUD が策定したドラフトに対し、関連省庁からのコメントを取り付け中。

(9) パイロットサイトの選定

成果 3 におけるパイロットサイト（実地研修を行うための建設現場）に関しては、建設現場の大部分が首都ウランバートルに所在することや、各関係行政機関の能力向上を重視し、これらの機関が存在するウランバートル市内から選定する。なお、パイロットサイトの数、選定期間については、6. 業務の内容 (1) 活動計画の検討・協議・確定にて記載しているワークプランの策定の際に、C/P と協議の上決定する。

(10) 他事業との連携

草の根技術協力「寒冷地における建設工事の安全施工管理技術の向上プロジェクト」(2013 年から 2015 年) において、モンゴル建設業協会 (MNCA) に対して安全施工管理強化を目的に、危険予知訓練 (KYT) や MNCU 会員企業毎に社内安全施工管理パトロール普及活動等を実施した。本事業では、MNCA 会員企業の労働安全管理担当者等を研修の講師として活用すること、また会員企業からパイロット建設工事現場の提供を受けることで草の根技術協力活動の結果との相乗効果を図る。

(11) 積算に関する留意事項

現地での研修や啓発イベントに係る費用、第三国での活動費用、必要に応じて現地で備上するアシスタント等の人件費、事業用物品購入費 (事務機器等)、資料作成費 (プロジェクト説明資料や広報資料の印刷費を含む)、本邦研修の費用 (「実施業務」のみ。「受入業務」「監理業務」は JICA にて対応)、技術成果品の作成費、受注者による現地活動期間の車両備上費、通信費、成果品のモンゴル語翻訳費用を積算に含める。



(12) 技術協力成果品の言語

本プロジェクトで作成するガイドライン及び事例集は、モンゴル語で作成することを想定している。プロジェクトを紹介する広報資料や、啓発のためのマテリアルは、モンゴル語版及び英語版、必要に応じて和文版を作成する。

(13) 広報

本プロジェクトの意義、成果、活動内容、成果が、モンゴル及び日本に広く周知されるよう、広報を実施する。コンサルタントは、①現地メディア、②現地関係者や他援助機関、地域住民、NGO、③日本国民それぞれに対して行う効果的な広報施策を、プロポーザルにて提案すること。

1) プロジェクトホームページの開設・管理

JICA が準備するプロジェクトホームページに、プロジェクト関連資料を含め、プロジェクトの活動実績・予定等を更新する。広報の観点から分かりやすいホームページ構成を心掛けるとともに、必要に応じプレスリリースも検討・提案する。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA と受注者で協議、確認すること。

2) プロジェクト広報説明資料の作成・配布

当該事業の広報活動に活用するため、コンサルタントは、それまでの活動の進捗状況をもとに、プロジェクト説明資料及びプロジェクト広報資料を定期的に作成し、JICA に提出するとともに、関係機関に配布する。作成に当たっては、プロジェクトの背景と問題点、問題解決のためのアプローチ、アプローチの実践結果、プロジェクト実施上の工夫・教訓等を、簡潔に記載。また、平易な文章にて、日本語、英語、モンゴル語にて作成。図表、カラーを取り入れ、A4 版 8~10 枚程度とする。

なお、本プロジェクトでは既にプロジェクト紹介パンフレットを作成済であるが、同内容のパワーポイント資料を作成することとする。

最新版の作成にあたっては、JCC への説明および協議結果を踏まえること。なお、プロジェクト説明資料及びプロジェクト広報資料の内容及び留意点は「7. 成果品等」を参照のこと。

(14) ベースライン調査

上位目標、プロジェクト目標、成果の各指標に関し、プロジェクト終了時にその結果を確認するため各指標のベースライン調査が必要となる。受注者は、C/P と協働にて、契約開始後速やかにベースライン調査を実施すること。

コンサルタントは具体的な調査範囲及び調査項目をプロポーザルで提案すること。

ベースライン調査の結果をもとに、各指標の目標値を設定し、直近の JCC で関係者と合意する。

(15) エンドライン調査

事業完了報告書の作成に向け、上位目標、プロジェクト目標、成果目標の指標の取りまとめを行う。

#### (16) モニタリング方法

本プロジェクトでは、本邦から別途調査団を派遣して実施する中間レビューや終了時評価を行わない予定である。受注者は、JICA 所定のモニタリング・シートを活用し、C/P とともに日常的に事業モニタリングを行うこととする。

その際のモニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込み含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項およびプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、従来の中間レビュー及び終了時評価で実施している業務を包含する。受注者は、これら業務を C/P と共同で実施・確認すること。

モニタリング・シートは、「7. 成果品等」に記載されるうち、第 4 回 JCC 実施時（2019 年 6 月実施予定）に提出予定のモニタリング・シート Ver. 4 は直営専門家主導でまとめるものとし、それ以降はコンサルタント専門家が 6 か月に一度の頻度で C/P 機関と共同で作成し、JICA に提出する。ただし、日常的な事業管理では、同モニタリング・シートを 3 か月に 1 度等の頻度でタイムリーに更新することを奨励する。

#### (17) JICA 本部からのモニタリング調査団

JICA は必要に応じ、案件の進捗状況モニタリングのための調査団を本部から随時派遣する。同調査の実施に際しては、受注者は、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等（「7. 成果品等」を参照）を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与すること。

### 6. 業務の内容

コンサルタント専門家の業務は、以下に記載する活動を、C/P とともに実施することである。コンサルタントは、以下を参考に業務内容を検討し、プロポーザルにて提案すること。なお、各業務におけるコンサルタント専門家と直営専門家の役割分担の考え方は 5. 実施方針及び留意事項（4）プロジェクト実施体制（日本側）に記載しているとおりである。また、現時点の P/O に基づいた業務内容は以下のとおりだが、業務実施契約開始後に直営専門家及び C/P と確認すること。各活動について直営専門家による対応状況を付している。

※以下 (2) ~ (4) の内容については、モ側実施機関との協議により変更の可能性がある。

#### (1) 活動計画の検討・協議・確定

- 1) これまでの成果及び国内で入手可能な資料を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、直営専門家の活動も含めて、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、直営専門家から情報収集を行ったうえで、これらをワークプラン（和文）に取りまとめる。なお、現地関係者との協議においては、モンゴル語版（仮訳）を用意すること。
- 2) 同プラン（原案）を基に、C/P と協議、意見交換し、より具体的な活動、プロジェクトの評価指標、ワークフロー等を検討し、C/P との間で合意したワークプランを JICA に報告する。

#### (2) 成果 1（建設労働災害統計、災害事例の分析を踏まえた建設労働災害防止にか

かる方策が策定される)に関する活動

- 1-1 労働安全関連法制度、組織体制の現状を分析する
  - 1-1-1 労働安全関連法制度（労働安全衛生法、労働安全衛生規則、労働安全衛生規格・基準、建設労働安全規則、第5次安全衛生国家プログラム、建設労働安全通達等）及び組織体制について、現行の内容を精査・確認する【一部対応中】
  - 1-1-2 上記関連法制度及び組織体制について、課題の有無を含む分析を行う【一部対応中】
  - 1-1-3 分析結果について、関係機関と共有する【一部対応中】
  - 1-1-4 上記関連法制度及び組織体制について、変更等に応じて、1-1-2及び3の作業を行う【一部対応中】
- 1-2 日本を含む諸外国の労働安全関連法制度・組織体制にかかる情報収集を行う
  - 1-2-1 日本を含む諸外国の労働安全関連法制度・組織体制について、各種文献、資料等を収集する【日本に関してのみ対応中】
  - 1-2-2 日本での情報収集を実地に行う（招へい／訪日研修の実施）【対応中】
  - 1-2-3 日本で収集した情報を、関係機関と共有する（例：研修終了時にアクションプランを作成し、関係機関に共有）【対応中】
  - 1-2-4 上記収集資料をもとに情報を各国ごとにとりまとめ、関係機関と共有する【未対応】
- 1-3 建設労働災害統計の集計・分類方法を改善し、それに基づく分析を行う
  - 1-3-1 モンゴルの労働安全衛生災害統計システムの調査を行う【対応中】
  - 1-3-2 集計・分類方法の改善検討を行う【対応中】
  - 1-3-3 統計システムの変更検討を行う【対応中】
  - 1-3-4 日本の労働災害分析システム、労働災害分析手法の紹介を行う【対応中】
  - 1-3-5 モンゴル労働安全衛生災害統計システムを用いた建設労働災害の分析を行う【対応中】
  - 1-3-6 建設労働災害分析結果の公表及び政策への活用を行う【未対応】
- 1-4 建設分野の労働災害調査手法を改善する
  - 1-4-1 日本の災害調査手法を紹介する【対応中】
  - 1-4-2 労働災害調査手法の調査を行う（災害調査、災害調査書の作成方法等）【未対応】
  - 1-4-3 災害調査シート及び災害調査マニュアルを作成する【未対応】
- 1-5 建設労働災害統計、災害事例分析結果を報告書（建設労働災害事例集を含む）に取りまとめる
  - 1-5-1 1-3の結果等を踏まえ、建設労働災害統計分析結果を報告書にとりまとめる【未対応】
- 1-6 上記の結果から、各機関の役割の明確化を含めた、建設労働災害防止にかかる方策第5次安全衛生国家プログラムの建設分野準プログラムを策定する
  - 1-6-1 第5次安全衛生国家プログラムの建設分野準プログラム策定委員会を設置する【対応済】
  - 1-6-2 策定委員会メンバーの役割分担・作業工程を明確にする【対応中】
  - 1-6-3 建設分野準プログラム（案）を策定する【対応中】

- 1-6-4 建設分野準プログラム（案）を最終化し、公表する【未対応】
- 1-6-5 建設分野準プログラムの実施、周知・広報を行う【未対応】
- 1-6-6 建設分野準プログラムに資する、各種活動（現場評価シートを用いた建設現場調査、各種研修実施等）を行う【未対応】

**【直営専門家が対応する業務】**

対応済、対応中、一部対応中とした事項については以下のとおり。

- ・1-1-1 に関して、各法令等の情報収集を実施済。
- ・1-2-1 に関して、日本の労働安全関連法制度・組織体制について、各種文献、資料等を収集済。
- ・1-2-2 に関して、2017年11月に招へい、2018年10月に国別研修（政策立案・実施）を実施済。2019年2月には国別研修（自主的安全促進）を実施予定。
- ・1-2-3 に関して、日本で収集した情報はC/Pが所属先他関係機関と共有済。ただし、研修終了時のアクションプラン作成は実施していない。
- ・1-3-1 に関して、GASIが有する労働安全衛生災害統計システムを確認済。
- ・1-6-1 に関して、C/PのMCUDが第5次安全衛生国家プログラムの建設分野準プログラム策定委員会を設置し、チーフアドバイザー／建設分野の労働安全の専門家が委員の一人として就任している。
- ・この他、2018年4月に建設・公共事業管理委員会において建設労働安全にかかる講演及び建設労働安全にかかる周知・広報活動（ポスター、パンフレット等の作成）を実施済、2018年5月にウヌルゴビ県建設・公共事業大会にて、県関係者や事業主等向けの建設労働安全研修を実施済。2018年6月に「アスベスト含有物の使用における有害性の予防対策セミナー」にて日本の石綿対策について講義を実施済。

**【コンサルタント専門家が対応する業務】**

- ・直営専門家が未対応の事項、また対応中だが派遣期間中に完了しなかった事項について、コンサルタント専門家が対応する。

**(3) 成果2（行政官および建設企業の労働安全管理担当者等への現場管理・監督のための研修体制、ガイドライン、事例集が整備される）に関する業務**

2-1 成果1の分析結果をもとに、建設分野における全般的な労働安全管理（安全施工サイクル）ガイドラインを策定する

2-1-1 各種研修等を通じた建設企業向けアンケート、ヒアリング等により安全施工サイクルの実施状況を確認する【一部対応中】

2-1-2 既存の労働安全管理に関するガイドラインを確認・レビューする【未対応】

2-1-3 建設監察チェックシートを改良する【未対応】

2-1-4 建設現場調査結果、安全施工サイクル実施状況調査等の分析を行う【一部対応中】

2-1-5 2-1-4の分析等を踏まえた上で、建設業労働安全管理ガイドラインを作成する【未対応】

2-1-6 2-1-4の分析等を踏まえた上で、監察官向け労働安全管理ガイドラインを作成する（建設編）【未対応】

2-2 成果1の分析結果をもとに、災害発生原因として優先度の高い分野で

- の安全技術ガイドライン（高所作業を想定）を策定する
- 2-2-1 既存の安全技術ガイドラインを確認・レビューする【一部対応中】
  - 2-2-2 1-5 の建設労働災害統計分析の報告書等をもとに、災害発生原因として優先度の高い分野を選定する【未対応】
  - 2-2-3 2-2-1 で選定した優先度の高い分野を対象に安全技術ガイドラインを策定する【未対応】
  - 2-3 建設現場の労働安全好事例及びリスク事例を収集・分析し、事例集を策定する
    - 2-3-1 既存の建設現場の労働安全好事例及びリスク事例集を確認・レビューする【未対応】
    - 2-3-2 建設現場調査結果等を通じて得られた好事例及びリスク事例を分析する【未対応】
    - 2-3-3 2-3-1、2-3-2 の結果を踏まえ、建設現場の好事例・リスク事例集を策定する【未対応】
  - 2-4 策定されたガイドライン、事例集（建設労働災害事例集、労働安全好事例及びリスク事例集）に沿って CDC 講師等及び GASI（ウランバートル市・各県労働管理監督官を含む）への研修を実施する
    - 2-4-1 CDC 講師等及び GASI 向けの研修プログラムを策定する（プログラム策定においては、所要日数、カリキュラム、使用テキスト等を検討・決定する）【未対応】
    - 2-4-2 上記で策定された研修プログラムに基づいて、策定されたガイドライン、事例集（労働安全好事例及びリスク事例集）に沿って、CDC 講師等及び GASI（ウランバートル市・各県労働管理監督官を含む）への研修を実施する【未対応】
    - 2-4-3 研修参加者からの評価をもとに、研修内容の更新を行う【未対応】
  - 2-5 CDC 講師等により、労働安全管理担当者等への研修を実施する
    - 2-5-1 CDC 講師等及び GASI 向けの研修内容をもとに、労働安全管理担当者等向けの研修プログラムを策定する（プログラム策定においては、所要日数、カリキュラム、使用テキスト等を検討・決定する）＜研修用教材室（安全衛生トレーニング室）を設置する（検討委員会の設置、展示室及び研修用展示品の整備）＞【未対応】
    - 2-5-2 上記で策定された研修プログラムに基づいて、労働安全管理担当者等への研修を実施する【未対応】
    - 2-5-3 研修参加者からの評価をもとに、研修内容の改善・更新を行う
  - 2-6 研修（パイロットサイトでの現場指導を含む）を評価し、その結果をガイドライン、研修内容に反映する
    - 2-6-1 2-5-3 の評価結果及びパイロットサイトでの現場指導の評価結果をとりまとめる【未対応】
    - 2-6-2 ガイドライン、研修内容に反映する【未対応】

【直営専門家が対応する業務】

一部対応中とした事項については、以下のとおり。

- ・2-1-1 に関して、チーフアドバイザー／建設分野の労働安全が研修講師として実施した CDC 建設安全責任者研修／CDC 建設エンジニア研修／CDC 技能者向け研修時等に安全施工サイクル調査にかかるアンケート調査、ヒアリングを実施。また、これに関連して GASI 向けに監察官研修（年 2 回）、

ウランバートル市監察官研修、地方監察官研修及び GASI 建設安全責任者研修の実施（建設企業向け）を実施済。

- ・ 2-1-4 に関して、建設現場調査及び安全施工サイクル調査の分析を一部実施済。

【コンサルタント専門家が対応する業務】

- ・ 直営専門家が未対応の事項、また対応中だが派遣期間中に完了しなかった事項について、コンサルタント専門家が対応する。

(4) 成果 3（パイロットサイトにおいて実地研修が実施され、研修内容及びガイドラインの効果が確認される）に関する業務

3-1 パイロットサイトを選定し、労働安全管理計画（企業の労働安全管理計画を含む）の策定を支援する

3-1-1 パイロットサイト候補における労働安全管理計画（企業の労働安全管理計画を含む）の有無・内容を確認し、建設段階ごとに候補を絞り込む。【未対応】

3-1-2 パイロットサイトを建設段階ごとに選定する。【未対応】

3-1-3 パイロットサイトにおける労働安全管理計画（企業の労働安全管理計画を含む）の策定・改善を支援する。【未対応】

3-2 策定されたガイドラインに基づいて、パイロットサイトにて現場研修を行う

3-2-1 策定されたガイドラインに基づいて、パイロットサイトにて現場研修を行う【未対応】

3-2-2 研修参加者からの評価をもとに、研修内容の改善・更新を行う。

3-3 パイロットサイトにて監督業務、指導業務を行う【未対応】

3-3-1 パイロットサイトにて監督業務、指導業務を行う【未対応】

3-3-2 監督、指導の手法、内容についてパイロットサイト側からの評価をもとに、手法、内容の改善・更新を行う【未対応】

3-4 他の建設現場への普及のため、パイロットサイトの取り組みを関係者に共有する

3-4-1 3-1～3 で得られた評価、改善・更新点も含め、パイロットサイトの取り組みを関係者に共有する【未対応】

【直営専門家が対応する業務】

- ・ なし。

【コンサルタント専門家が対応する業務】

- ・ 上記全てコンサルタント専門家が対応する。

(5) 進捗管理に関する業務

1) JCC の開催

2) プロジェクト業務進捗報告書の作成

2020年6月にプロジェクト事業進捗報告書兼モニタリング・シート Ver. 6(和文及びモンゴル語)を作成し、JICAに提出すること。なお、様式はモニタリング・シートと同様とし、直近のシートの内容を更新したものとする。

同報告書は、JCC等の定期会合で報告するものとする。

3) プロジェクト事業完了報告書の作成

案件終了3ヶ月前に、直営専門家が派遣期間終了時に提出する専門家業務完了報告書等も踏まえ、先方実施機関と共同で事業完了報告書案（和文及びモンゴル語）を作成し、JICAモンゴル事務所に提出する。JICAモンゴル事務所のコメント及びプロジェクト終了時に実施するJCCでの合同レビューの結果を踏まえ、報告書を修正し、最終版としてJICAに提出すること。

7. 成果品等

(1) 報告書等

- 1) 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。5.(10)に記載の通り技術成果品の最終版はモンゴル語とするが、C/Pや現地関係者の状況及び広報・啓発の観点により必要とされる場合は、英語訳及び和訳を作成する。

なお、以下に示す部数は、JICAに提出する部数であり、現地での協議及び国内での会議等に必要な部数は別途用意すること。

成果品名	提出時期	部数
業務計画書 (全体期間) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：3部 モ語：3部
ワークプラン (全体期間)	案件着手時(1ヶ月以内)	和文：3部 モ語：3部
モニタリング・シート Ver. 4	第4回JCC実施時(2019年6月実施予定)	和文：3部 モ語：1部 CD-R：2枚
モニタリング・シート Ver. 5	第5回JCC実施時(2019年12月実施予定)	和文：3部 モ語：1部 CD-R：2枚
プロジェクト事業進捗報告書兼 モニタリング・シート Ver. 6	第6回JCC実施時(2020年6月実施予定)	和文：3部 モ語：1部 CD-R：2枚
モニタリング・シート Ver. 7	(2020年12月実施予定)	和文：3部 モ語：1部 CD-R：2枚
プロジェクト事業完了報告書	案件終了3カ月前⇒最終JCCで最終化の後、事業終了時に製本版を提出	和文：3部 モ語：3部 英文：3部 CD-R：2枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## 1) モニタリング・シート

モニタリング・シートの記載項目は、以下のとおりとする。なお、添付するモニタリング・シート I&II は、PDM と PO をモニタリング用に編集したものとする。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

### I. 概要

#### 1. 進捗状況

- 1.1 投入
- 1.2 活動進捗状況
- 1.3 成果達成状況
- 1.4 プロジェクト目標達成状況
- 1.5 リスク変化とその対処
- 1.6 JICA により取られた方策の進捗状況
- 1.7 モンゴルにより取られた方策の進捗状況
- 1.8 環境、及び社会に対する配慮の進捗状況
- 1.9 ジェンダー、平和構築、貧困削減に対する配慮の進捗
- 1.10 その他、プロジェクトに影響を与える特記／考慮すべき事項

#### 2. プロジェクトの遅延あるいは問題

- 2-1 詳細
- 2-2 理由
- 2-3 対応措置
- 2-4 責任者・責任機関（JICA、モンゴル政府等）の役割

#### 3. プロジェクト実施計画の変更

- 3-1. PO、PDM
- 3-2. 詳細実施計画におけるその他の変更

#### 4. プロジェクト終了後に向けたモンゴル政府の準備

### II. プロジェクトモニタリングシート I 及び II

## 2) プロジェクト事業完了報告書

プロジェクト事業完了報告書記載項目は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

### I. Basic Information of the Project

1. Country
2. Title of the Project
3. Duration of the Project (Planned and Actual)
4. Background (from Record of Discussions (R/D))
5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions (R/D))
6. Implementing Agency

### II. Results of the Project

1. Results of the Project
- 1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)



- 1-2 Input by the Mongolian side (Planned and Actual)
- 1-3 Activities (Planned and Actual)
- 2. Achievements of the Project
  - 2-1 Outputs and indicators  
(Target values and actual values achieved at completion)
  - 2-2 Project Purpose and indicators  
(Target values and actual values achieved at completion)
- 3. History of PDM Modification
- 4. Others
  - 4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)
  - 4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)
- III. Results of Joint Review
  - 1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria
  - 2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes
  - 3. Evaluation on the results of the Project Risk Management
  - 4. Lessons Learnt
- IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion
  - 1. Prospects to achieve Overall Goal
  - 2. Plan of Operation and Implementation Structure of the Mongolian side to achieve Overall Goal
  - 3. Recommendations for Mongol
  - 4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation

ANNEX 1: Results of the Project (List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)

ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)

ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC

ANNEX 5: Monitoring Sheet

(2) 技術協力成果品等

C/P と合同で作成したガイドラインや事例集、教材等のハードコピー及び電子データを技術協力成果品として提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 業務フローチャート



### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

本プロジェクトに係る実施工程計画は、2019年3月に開始し、約26か月後の終了をめどとする。

全体期間：2019年3月～2021年4月

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

約 28.00M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、より適切な専門家の配置があればプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記することとする。

##### <コンサルタント専門家>

- ・業務主任者／建設分野の労働安全（3号）
- ・研修計画（4号）

なお、本プロジェクトでは、以下の直営専門家を2017年6月15日から2019年6月14日までの期間で派遣中である。詳細は本業務指示書の【第2 業務の目的・内容に関する事項】5. 実施方針及び留意事項（4）プロジェクト実施体制（日本側）を参照のこと。

##### <直営専門家>

- ・チーフアドバイザー／建設分野の労働安全
- ・業務調整／研修計画

#### 3. 相手国の便宜供与

- (1) C/Pの配置
- (2) 事務所スペースの提供
- (3) プロジェクト専門家のモンゴル国内での活動に必要な許可等の取得

#### 4. 参考資料等

本プロジェクトに関する以下資料をJICA人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム（03-5226-8352）にて配布する。

##### (1) 事前評価表

([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_1600333\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1600333_1_s.pdf))

##### (2) 詳細計画策定調査報告書

##### (3) 第1～3回JCC資料及びモニタリング・シート

## 5. 現地再委託

現地再委託を希望する業務に関しては、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

## 6. 安全対策措置について

現地作業期間中は、JICA が規定する安全管理措置を遵守するとともに、JICA 事務所からの指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。「たびレジ」に登録を行い、専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務における契約については、年度を跨ぐ複数年度で契約締結することとし、年度を跨がる現地及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行うことが可能であり、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 部分払

本業務においては、契約期間が 26 ヶ月と長期に及ぶため、プロジェクト事業進捗報告書兼モニタリング・シート Ver. 6 (2020 年 6 月提出) を中間成果品として、部分払を認めることを想定しているが、契約交渉を経て最終確定することとする。

### (3) 不正の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に行うこと。なお、疑義事項が発生した場合は、不正腐敗情報相談窓口または、JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上